

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日替り  
の翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 県営土地改良事業計画の決定(二件)(農村整備課)  
都市計画の変更に係る案の写しの縦覧(三件)(都市計  
画課)  
開発行為に関する工事の完了(四件)(〃)  
建築基準法による道路の位置の指定(建築課)  
鳥取県収納代理金融機関の指定(会計課)  
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(〃)
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 海区漁調 びきなわ釣漁業の操業に関する指示
- ◇ 地労委告示 地方労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等

## 告 示

鳥取県告示第四百五十三号  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営一般農道整備事業若桜地区農道整備)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成五年五月十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
若桜町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第四百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営開拓地整備事業旧奈和地区農道整備)

に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年五月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意

見書を提出することができる。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路 三・三・一号倉吉羽合線

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

倉吉市大塚字広瀬、字ハゲ田、字大荒神及び字野島

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

四 縦覧期間

平成五年五月十八日から六月一日まで

鳥取県告示第四百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、東伯都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 都市計画の種類及び名称

東伯都市計画道路 三・四・一号保浦安線

## 二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

東伯町大字徳万字上込堂並びに大字下伊勢字谷田、字江り田及び字

荒神下モ

## 三 都市計画の案の縦覧場所

東伯郡東伯町大字徳万五九一―二 東伯町役場

## 四 縦覧期間

平成五年五月十八日から六月一日まで

## 鳥取県告示第四百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画、羽合都市計画及び東郷都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画天神川

流域下水道

## 二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

倉吉市生田字西河原及び北野字南下河原、東伯郡関金町大字関金宿字佐野、字下佐野、字横路山、字鳥越山、字勝負谷、字勝負山、字藪ノ内、字藪ノ内平、字小和坂、字小和坂山、字寶原及び字ジャギ谷、大字大鳥居字新林峯、字仙隠、字下出口、字仙隠峯、字下野畑、字新林、字油木、字上坂、字小谷、字ウナ谷、字大林、字峯コロビ、字下朝干、字上朝干、字朝干、字大江子、字崩橋、字カゲト、字中新田、字玉仙塚、字中野田、字中坂ノ上、字上道端、字上野田、字井手南、字上屋敷通、字屋敷通、字山根及び字上河原並びに大字安歩字志里塚、字西山、字中山、字北小鳥渡り、字新九郎田、字南小鳥渡り、字山根、字屋敷通、字荒神ノ上、字宮ノ前、字前田及び字嘉平田、同郡羽合町大字赤池字四郎三堀、字下河原、字三ツ石及び字中坪並びに大字長瀬字下浜及び字二ノ下浜並びに同郡東郷町大字門田字鯨及び字夕間、大字埴見字岡崎二並びに大字佐美字鯨及び二ノ鯨

変更する部分

東伯郡関金町大字関金宿字五反田、字鳥越、字大坪、字釈迦山及び字曾谷口、大字大鳥居字宮田、字垣内、字道ノ上及び字五反田並びに大字安歩字下中島、同郡羽合町大字宇野字坂根、字磯坪及び字西又二、大字長瀬字惣田前並びに大字田後字手次並びに同郡東郷町大字門田字

小五郎

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

東伯郡関金町大字大鳥居一九三一 関金町役場

東伯郡羽合町大字久留一九一 羽合町役場

東伯郡東郷町大字龍島五〇〇 東郷町役場

東伯郡三朝町大字大瀬九九九一 三朝町役場

四 縦覧期間

平成五年五月十八日から六月一日まで

鳥取県告示第四百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年十二月八日 鳥取県指令受都計三一二第十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市秋里字下大石橋及び南隈字捻斗田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市安長三九四

有限会社玉川開創

代表取締役 薛 海潤

鳥取県告示第四百五十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年六月十七日 鳥取県指令受米土維第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字佐陀字榎田及び米子市二本木字南砂田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎二〇二八

寿製菓株式会社

代表取締役 河越庄市

鳥取県告示第四百六十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号) 附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年七月七日・鳥取県指令受米土維第六十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字小波字泉原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木三六〇

米子果実農業協同組合

組合長理事 長谷川光豊

鳥取県告示第四百六十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年十月二十八日 鳥取県指令受米土維第七百一十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市外江町字昭和新田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市外江町三七五四一六

株式会社エム・シー・シー

代表取締役 松本 正

鳥取県告示第四百六十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成五年五月十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。  
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市中島二二五 有限会社アサヒ商会 代表取締役 旭 由蔵	米子市皆生字南離池一 八九一八並びに一八八 一四、一八九一二及び 一九八一三の各一部	幅員 四・〇〇メートル 延長 三四・八〇メートル

鳥取県告示第四百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八條第四項の規定に基づき、鳥取県収納代理金融機関を次のように定めたので、同条第十項の規定により告示する。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

株式会社中国銀行

二 指定年月日

平成五年五月二十日

鳥取県告示第四百六十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成五年五月二十日から施行する。

平成五年五月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表中

改める。

株式会社第一勧業銀行	鳥取支店	鳥取市末広温泉町	株式会社山陰合同銀行鳥取支店
株式会社第一勧業銀行	鳥取支店	鳥取市末広温泉町	株式会社山陰合同銀行鳥取支店
株式会社中国銀行	米子支店	米子市西福原	株式会社山陰合同銀行米子支店

に を

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

平成五年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成五年五月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

- 一 日時 平成五年五月二十一日(金) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会
- 三 議題 農業委員会委員統一選挙について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めため、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成五年五月十八日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	スーパーマスター	京築産業株式会社
"	CRジヤパネスク2	"
"	CR桃太郎	"
"	フランク2	"
"	スーパーフランク	"
"	CRトランプマスター	"
"	CRトランプマスター2	"
"	出世物語	株式会社ソフミア
"	キタキタ	"
"	ポップカルチャー	"
"	マスタートランプ	マルホン工業株式会社
"	ラズンガス	"

〃	タイムスリッパ	〃
〃	CRビックボソソニーV	豊丸産業株式会社
〃	CRタイムボカソV	〃
〃	CRハーレム	株式会社大一商会
〃	エスケーゾ	〃
〃	ジャック&ベチイ2	株式会社まさむら遊機
回胴式遊技機	トロピカーナ	株式会社メーソー販売

### 海区漁業調整委員会告示

#### 鳥取海区漁業調整委員会告示第二号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成五年五月十八日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

ひきなわ釣漁業については、海岸線上における岩美郡福部村と鳥取市との境界点から正北の線と海岸線上における東伯郡大栄町と同郡東伯町との境界点から正北の線の間の海域のうち海岸線から千五百メートル以内の海域においては、平成五年六月一日から同年八月三十一日までの間は、操業してはならぬ。

### 地方労働委員会告示

#### 鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あっせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり告示する。

平成五年五月十八日

鳥取県地方労働委員会会長 勝 部 可 盛

氏 名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 閲 歴	委 嘱 年 月 日
坪倉徹夫	大二三・〇・三五	米子市博労町四丁目三 四二一五		自宅 〇八五〇三三一八三三	米子市助役	平五・三・二七
森田吉次郎	大二四・八・三五	鳥取市元大工町四	鳥取県地方労働委員会委員（会長代理）	自宅 〇八七〇三三一四〇九	鳥取県代表監査委員	"
森本和雄	昭二・一・三三	岩美郡国府町奥谷一丁 目二〇二	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員	自宅 〇八七〇三三一六五五	鳥取県地方労働委員会事務局長	"
大村光昭	昭三・一・九	米子市西三柳一九六一	公認会計士 鳥取県地方労働委員会委員	事務所 〇八五九二二四一〇九二 自宅 〇八五九二二四一〇九二		"
勝部可盛	昭八・三・三〇	米子市上福原一四五九 一六	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員（会長）	事務所 〇八五九三一一四四六 自宅 〇八五九三一一四四六		"
田村康明	昭六・一・二六	鳥取市卯垣四丁目二二 九	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	事務所 〇八七〇三三一六四六		"



大木戸 武敏	昭三・四・六	鳥取市立川町六丁目五三四	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 〇八〇三三―三三三〇 自宅 〇八〇三三―四四三〇 〇八〇三三―四四三〇	鳥取県中立組合連絡協議会議長 鳥取三洋電機労働組合副中央執行委員長 日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	平五・三・三
笠見 猛	昭五・八・三	倉吉市中野二一四	全日本自治団体労働組合鳥取県本部書記長 鳥取県総評センター理事 鳥取県地方労働委員会委員	組合 〇八〇三三―一八五 自宅 〇八〇三三―一〇三三 〇八〇三三―一〇三三	全日本自治団体労働組合鳥取県本部副執行委員長	"
西谷 昇	大三・四・五	倉吉市越殿町一四〇五―三八	鳥取県経営者協会常任理事 西谷技術コンサルタント株式会社代表取締役社長	会社 〇八〇三三―二四二 自宅 〇八〇三三―一五三〇	西谷測量株式会社代表取締役社長	"
小林 繁	大五・七・四	米子市皆生一六六一―五四	鳥取県経営者協会西部支部副支部長 米子機工株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇八〇三三―〇三三 自宅 〇八〇三三―三三四五 〇八〇三三―三三四五	株式会社米子鉄工所取締役	"
山住省二	昭二・一・〇	八頭郡用瀬町大字用瀬四八八	鳥取商工会議所専務理事	会議所 〇八〇三三―六六六 自宅 〇八〇三三―九九七	鳥取県国民体育大会事務局長	"
高田 勝之助	昭四・二・五	鳥取市桜谷六〇三	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	協会 〇八〇三三―八四四 自宅 〇八〇三三―三三三 〇八〇三三―三三三	日本放送協会鳥取放送局副局長	"
村上博太	昭五・六・六	米子市上後藤八丁目七一三二	米子商工会議所専務理事	会議所 〇八〇三三―四三三 自宅 〇八〇三三―四三三 〇八〇三三―四三三	米子商工会議所理事兼事務局長	"
雑賀啓一	昭七・六・元	米子市皆生二五九一九	米子信用金庫常務理事	金庫 〇八〇三三―二二四 自宅 〇八〇三三―五三三 〇八〇三三―五三三	米子信用金庫常勤理事	"
松本 顕	昭七・七・七	鳥取市吉成三丁目二一〇	株式会社鳥取銀行常務取締役	会社 〇八〇三三―八二二 自宅 〇八〇三三―五〇九 〇八〇三三―五〇九	株式会社鳥取銀行取締役総合企画部長	平五・四・三
河田賢一	昭八・〇・九	倉吉市住吉町九八	鳥取県経営者協会中部支部支部長 株式会社河田組取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇八〇三三―六二六 自宅 〇八〇三三―三三八 〇八〇三三―三三八	株式会社河田組専務取締役	平五・三・三
永瀬正治	昭〇・六・〇	米子市宗像四五一―一九	鳥取県経営者協会常任理事 米子商工会議所副会長 永瀬石油株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 〇八〇三三―三三六 自宅 〇八〇三三―一八四 〇八〇三三―一八四	株式会社永瀬石油店専務取締役	"

